

令和元年第3回砂川市議会臨時会

令和元年11月12日（火曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 普通財産の売払いについて
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
増井 浩一議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 11月12日
至 11月12日 1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 普通財産の売払いについて
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて

○出席議員（13名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	永関博紀君
	多比良和伸君		佐々木政幸君
	高田浩子君		飯澤明彦君
	増井浩一君		北谷文夫君
	沢田広志君		辻勲君
	小黒弘君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	熊 崎 一 弘
市 民 部 長	峯 田 和 興
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 齊 藤 亜 希 子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和元年第3回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び増井浩一議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、11月12日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。専決処分ですが、公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、令和元年7月11日木曜日午後6時ごろであります。事故発生場所

は、砂川市西7条北3丁目、北2丁目通り、西6条北通り交差点であります。損害賠償の相手方、相手方車両名、当市運転手については記載のとおりであります。当市車両名は、スバルインプレッサ、札幌301め7913であります。事故の概要は、当市車両が北2丁目通り、西6条北通り交差点を一時停止後、直進して横断しようとした際、対向車両が同交差点を右折しようとし、当市車両の横断を待たずに交差点内に進入したため、衝突した事故であります。過失割合は、当市車両が15%、相手方車両が85%で、賠償金は13万7,743円であり、専決処分年月日は令和元年10月8日であります。支払い先は、旭川市4条通9丁目1704-12、日新火災海上保険株式会社旭川サービス支店であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 議案第1号 普通財産の売払いについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第1号 普通財産の売払いについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第1号 普通財産の売払いについてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、砂川市が所有する道央砂川工業団地用地を北海産業株式会社売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の処分に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示につきましては、所在、地番、西8条北23丁目270番8、地目、雑種地、地積1万8,718平方メートルであります。

2、予定価格は、3,743万6,000円。

3、売り払いの相手方は、苫小牧市あけぼの町2丁目2番1号、北海産業株式会社代表取締役、伊藤光雄氏であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地用地売り払い図を添付しております

ので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第1号 普通財産の売払いについての質疑を行います。

今回売り払う道央砂川工業団地内の土地については、残念ながら多額の借金を抱える砂川市土地開発公社の経営をソフトランディングさせるため、市が年間6,000万円を投じて土地開発公社所有の土地を買っている一部であります。市が土地開発公社から購入した価格より相当安い売り払い価格ではありますが、久しぶりに工業団地の土地が売れてよかったと思っております。久しぶりの企業誘致とも言えるであろう工業団地の土地の売り払いには相当努力をした結果ではないかとは思っているのですが、しかし一方でそう大したものではないという声も聞こえております。そこで、具体的な質疑ですけれども、まず1点目は購入される企業への土地売却に至る経緯についてお伺いをします。2点目は、購入される企業は今後どのような活用を考えていらっしゃるのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私からただいま質問がございました購入までの経緯と今後の活用についてご答弁申し上げます。

道央砂川工業団地につきましては、議員さんおっしゃったとおり今市に買い戻しをしていただいております。今回の対象の場所につきましては既に市の所有となっております。ですが、道央砂川工業団地の販売につきましては商工労働観光課企業労政係が土地開発公社と一体となって展開しているところでございます。ご質問の北海産業株式会社様につきましては、砂川市の現在の道央砂川工業団地の中に平成3年10月から営業所と資材置き場をお持ちになっておりまして、建設資材、仮設資材のレンタル、リース業を展開されております。今所有の土地につきましては約1万2,000平米でございますが、現在別な土地に事業拡大ということで約2万平米の土地を道央砂川工業団地の中に借りておりまして事業展開されていますけれども、貸し主のご都合により賃貸借の継続が困難になったということがありまして、今後自社の所有地で資材管理をしたいということから、10月9日に今借りている土地相当面積の分譲地を道央砂川工業団地の中で求めたいというお問い合わせがございました。砂川工業団地の中でまだ売却されていない土地をご紹介したところ、その後現地の視察などをしまして、10月21日に今回該当となりました、区画番号8番なのですけれども、その土地を購入することでお話をいただきまして、手続に入ったという次第でございます。今後の活用につきましては、現在の事業展開を継続ということで、建設資材、仮設資材の置き場で活用されるということでございます。

以上です。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 地元、もともと工業団地の中にあった企業が借りていた土地を返せという、返せかどうかわからないですけども、それで土地を求められたと。残念ながら新しい企業が誘致で来たという状況ではないような今のご答弁だったのでですけども、いずれにしてもこの土地は砂川市が買ったときには、今回売り払いするその土地は砂川市は1億6,000万以上で買ってきて、今回売り払うのは3,700万と大分大きな差はあるんですけども、先ほど最初の質疑のときで言ったとおりで、これはまた目的が違う市の買い方だとは、そこはもう理解しておりますので、この差額は土地開発公社を何とかしなければならぬという位置づけのものだということも理解はしています。

今のお話でお伺いすると、この土地に今後会社のいわゆる建物が建つような感じというのは、これはあるのかないのかなのですけれども、結局市が平米8,800円で買って、そして今工業団地は平米2,000円で売っているの、これは損をしても間違いなく売れていってもらわないと、現金になっていかないと困るわけで、その後最初のうちはかなり大きな補助制度があるので、固定資産税がしばらくは入ってこないかもしれないですけども、それが過ぎた後は固定資産税も入ってくるということもあるので、ぜひ今後も市の買った土地は売っていただきたいとは思うのですけれども、先ほど言ったとおり土地ばかりではなくて建物でも建てていただくと、さらに固定資産税も入ってくる可能性が高くなるかとも思うのですけれども、その辺の事業展開をもう少し詳しくお話をいただきたいのですけれども、単純に機材を置くだけという利用なのか、社屋等も建てられて、少しでも従業員の方でも働いてもらうような状況が先に見えるのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今回の場所をお求めになるに当たって、建物を建てるという計画は具体的には聞いてございません。あくまでも今回買われた場所につきましては建設資材、仮設資材を置くということで聞いてございます。ただ、お話の中では今後椅子やテーブルなど、そういったロッカーですとか、什器についても貸し出しをされていて、それらを保管する場所も今後は必要になってくるというお話がありました。ただ、建てる場所につきましては具体的にお聞きしておりませんが、いずれかの段階では道央砂川工業団地の中にそういったものを保管する倉庫が建てられるものと期待してございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和元年10月31日であります。

専決処分の理由でございますが、令和元年度一般会計補正予算について、令和元年台風第19号による被災地への支援を行うため、令和元年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。令和元年度一般会計補正予算で、今回の補正は第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億9,630万5,000円とするものであります。

それでは、歳出についてご説明いたします。今回の補正は、令和元年台風19号災害被災者支援のための義援金を支出するための補正であります。この災害については、台風第19号に伴う大雨被害であり、関東地方を中心に甚大な被害がありました。この災害に対し、国では昨年の西日本豪雨災害以来となる史上6例目の特定非常災害に指定されるなど、死亡者が70名を超える大きな災害でありました。これら災害に対し、砂川市として被災者支援のために義援金を送るための補正であります。

歳出から説明いたしますが、10ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費で令和元年台風第19号災害被災地支援に要する経費の被災者義援金50万円の補

正は、台風第19号による豪雨災害に対し、義援金を送ることで被災者を支援することとしたところであります。義援金は、日本赤十字社を通じて被災者支援に使われます。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。18款繰入金50万円は、財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑の前に、台風15号及び台風19号の影響により多数の死傷者のほか甚大な被害が生じております。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

質疑に入りますが、台風15号及び台風19号は、ともに各地に甚大な被害をもたらしましたが、専決処分された補正予算は台風19号による被災地のみへの義援金50万円を支出したものです。関連するので、お話ししますが、最近町内会長宛てに届いた義援金の協力要請は、町内会長としてこれはどのように取り扱ったらよいのか非常に内容がわかりづらい通知が来ているのですけれども、台風15号と台風19号に対して同じ内容での義援金を求めるというか、協力をお願いするという内容になっていまして、今回市の義援金が台風19号に限られているというところの理由をお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 （登壇） 今ほど今回の義援金について台風19号に限られている理由ということでございます。砂川市からこういう災害に対する義援金につきましては、基本的には災害の大小を考えながら今までも義援金を送っているところでございます。日赤さんが義援金を募集している災害について、全てについて義援金を送ることではなくて、規模を一定程度見ながら義援金を送らせていただいているところでございます。今回の第19号と15号の差でございますけれども、15号につきましてはそれぞれ日赤も今義援金という募集をしているようではございますけれども、15号と19号比べますと災害の規模が19号のほうが大きいということで、政府が非常災害の指定ですとか特定非常災害の指定という部分で大規模な災害という位置づけをされているところでございます。昨年7月の西日本の豪雨につきましても、雨の災害としては初めて特定非常災害という災害となって政府は対応をしたところでございまして、今回の19号について、この特定非常災害と決定をしたということで、大規模な災害という位置づけになっているものと思っております。そのようなことから、19号という災害に特定して今回は義援金を送付するという形で進めさせていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 自治体として義援金を送ることについては、ある一定の基準というか、それは当然必要かと思うのです。ただ、先ほども触れたのですけれども、町内会というか、これは善岡市長は役職は変わっていますが、違う形で各町内会に台風15号と19号について特別、こんな言い方も被災地の皆さんには申しわけないのですけれども、差があるということではなく、15号に対しても19号に対しても義援金をお願いをするという要請が来ていまして、市としては19号だけを義援金をするというようにしているのですけれども、これ市民にとってみると同じような、市からの要請、実際は市なのか赤十字なのかということもありますけれども、市としては19号が大規模であって、そちらのほうで絞り込んでいくというか、そちらのほうに義援金を出すと。ただ、市民の皆さんには15号も19号も義援金をという形になってくると思うのです。そこが市全体としてどのように受けとめて、どう考えていっていいのか。もちろん困った方々、大きな被災を受けていた方々に対して砂川市民が心温かい義援金をという気持ちは十分あると思うのですけれども、市本体と、それから今度は市民がというか、町内会がこれをどう動くかというときに、差が出ているというところの整理というか、そこがもう少しわかりやすいほうがいいのかなとも実は思っています、義援金そのものがどうのこうのと決まっているわけではないのです。そこはご理解の上で質疑の内容を受けとめていただければと思うのですけれども、この辺をもう少し整理をできないものかと実は思っています。まずはそこをお伺いをします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今ほどのご質疑でございます。市の部分については、前段説明したとおり災害が起きたというところでございます。今回町内会長さん宛てにそういう要請をするのだということは私どもも伺っているところでございます、共同募金会と町内会連合会と日赤の砂川市地区という3者で町内会長にお願いしようと。その際、きっと、きっとというお話ししたらおかしいですね、今の災害については日赤、日本赤十字社は台風15号の千葉に向けての災害と19号の関東一円といいますか、広範囲ですけれども、その2本を重点的というイメージを私ども見たところでございます。その中で市が19号ですから、19号だけという考えもきっとあったのだと思うのですけれども、その前段の千葉かいわいの災害についても日赤としては義援金を集めて、窓口として開催するというのは早い段階から決定された事項でございます。災害の差をつけられないという中で2つの災害の義援金の協力を要請したと伺っているところでございますし、また昨年来こういう義援金が非常に多くて、町内会長さん、町内会の皆さんも大変な部分というのを参酌しまして、義援金の協力のお願いにつきましてはまさに今赤い羽根の共同募金とかというお願いをしていることもありますので、1世帯幾らという指示をない中で、無理のない形でお願したいというくくりで意思表示をしながら皆さんにご案内をしていますからという

ことで伺っているところでございますので、いつも強制ではないのですけれども、目標額を定めることなく、今町内会長さんに非常にご迷惑をかけている中での意思として義援金を一応皆さんに周知しますよという考え方ですと伺っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体理解をしました。ただ、最後に1つだけ、この台風15号、19号、たまたま近寄った、同じような災害というか、その規模の大小というのはもちろんあるとは思いますが、砂川市は19号に限ってということになっていますが、これは他の自治体の動きというのは同じような動きで、同じような基準のもとで義援金をという形になっているのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 昨年からもこういう義援金、近隣の市町に若干状況をお伺いをしているところでございます。ただ、最終的には報道でしかわからない部分もございまして、今のところは砂川市ぐらいしかそういう動きはないのかと。ただ、民間の動きはそれぞれ地域ごとで街頭募金をしていただいている団体もあるようでございますけれども、市としての出し方としては今のところ砂川だけかと思っているところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和元年第3回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月12日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員